

## － 4 大雪対策マニュアル

### 大雪対策マニュアル

#### 1 体制

##### (1) 災害対策本部の設置検討

市の区域内において、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合において、応急対策を実施する必要があると認めたときは、市は災害対策本部の設置を検討する。

災对本部を設置したときは、直ちに各対策部長から、各班員に通知する。

##### (2) 警戒体制会議の設置（災害対策本部設置までに至らない場合）

大雪ではあるが、災害対策本部の設置までに至らない場合、内部組織として警戒体制会議を設置し、雪害に対処する。

災害警戒体制会議（代表：副市長）

総務部長、危機管理監、企画政策部長、産業振興部長、財政部長、環境市民部長、福祉部長、健康推進部長、建設部長、水道部長、学校教育部長、社会教育部長、厚田支所長、浜益支所長、石狩消防署長

#### 2 配備体制及び職員の動員

職員の配備体制は、「情報収集」、「第1配備」、「第2配備」、「第3配備」の体制とする。

職員の動員は災害対策連絡系統図に基づき行うこととする。

##### (1) 情報収集体制 暴風雪・大雪警報等の発表や、気象に関する情報を受けたとき。

・大雪注意報 30cm以上（12時間で）

・大雪警報 50cm以上（12時間で）

##### (2) 第1配備 暴風雪・大雪警報が発表され、局地的に災害の発生が予想される時。

##### (3) 第2配備 広域にわたる災害の発生、又は被害が甚大であると予想される時

##### (4) 第3配備 広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合で、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とする時。

#### 3 情報収集

下記の事項について、所管課で情報収集した上で、災害対策本部（警戒体制会議）及び各関係機関に情報を提供することとする。

項目	担当部課	連絡先
気象情報	総務部危機管理課	札幌管区気象台 TEL 011-676-5025
停電の状況		北海道電力ネットワーク株式会社 札幌北ネットワークセンター TEL 011-772-7101
道路交通情報	建設総務課	北海道開発局札幌開発建設部札幌道路事務所 TEL 011-854-6111 北海道開発局札幌開発建設部滝川道路事務所 TEL 0125-22-4147 北海道札幌建設管理部当別出張所 TEL 0133-23-2220
公共交通機関の運行状況 (北海道中央バス株式会社)	企画課交通担当	北海道中央バス株式会社石狩営業所 TEL 0133-74-2325
ごみの収集状況	環境市民部ごみ・リサイクル課	ごみ収集委託業者
学校の除雪・臨時休校	学校教育部総務企画課	各学校
公共施設の除雪・運営状況	各施設管理者	各施設

#### 4 職員の出勤状況及び公共施設の除雪状況の把握

- (1) 本庁舎及び出先機関の職員の出勤状況の把握
  - ・本庁舎職員の応援出勤可能職員の把握

#### 5 道路除雪

- (1) 市道のうち特に交通確保を必要とする主要道路について実施する。
  - ・幹線市道、バス路線、細街路、通学路
  - ・除雪作業の支障となる「放置車両」を排除する。
- (2) 国道、道道については、道路管理者へ除雪要請を行う。
  - ・国道：札幌開発建設部札幌道路事務所（TEL 011-854-6111）  
札幌開発建設部札幌道路事務所当別分庁舎（TEL 0133-23-2074）  
札幌開発建設部滝川道路事務所（TEL 0125-22-4147）
  - ・道道：札幌建設管理部当別出張所（TEL 0133-23-2220）

#### 6 その他施設の除雪

- (1) 消火栓、防火水槽（消防活動を考慮）
- (2) 公共施設
- (3) 市営住宅

#### 7 災害時要援護者対策（高齢者、独居老人、障がい者宅）

高齢者、障がい者の安否確認及び必要に応じた除雪作業を行う。

#### 8 市民への呼びかけ

報道機関及び町内会（自主防災組織）を通し、落雪注意、暖房設備、灯油タンク、煙突の点検を呼びかける。

#### 9 他の機関への応援要請

- ・自衛隊災害派遣要請

災害対策基本法第68条の2及び自衛隊法83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

自衛隊の派遣については、石狩市地域防災計画のⅠ共通編 第4章 第3節 第2項「自衛隊に対する災害派遣要請」による。

#### 10 除雪対策

通常予算を超えることが予想される場合、予備費の充当等で対応する。

配備体制フロー

【非常配備体制基準】

雪害				
種 別	配備時期	活動内容	配備要員	
情報収集体制	○暴風雪・大雪警報等の発表や、気象に関する情報を受けたとき ○その他警戒体制会議で必要と認めたとき	○気象情報等の収集 ○第1 配備体制への移行準備	災対本部 総務部危機管理課、《建設対策部》 応急対策班 石狩消防署当務職員  ※その他関係施設の管理所管	現地災対本部 《地域対策部》 厚田消防支署当務職員 浜益消防支署当務職員
第1 配備	○暴風雪・大雪警報等の発表され、局地的に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき ○その他市長が必要と認めたとき	○気象情報及び災害情報の収集及び伝達 ○被災地または被災予想地区への警戒巡視 ○防災関係機関との連絡調整 ○初期の災害対策活動 ○災対本部体制への移行準備	災対本部 《総務対策部》 総務班、情報収集班 《避難対策部》 避難支援班、避難所班 《建設対策部》 応急対策班 《教育対策部》 施設班、幼保学校班  《石狩消防署》 当務職員等	現地災対本部 《地域対策部》 《生活対策部》 《教育対策部》
第2 配備	○広域にわたる災害の発生、又は被害が甚大であると予想されるとき ○その他市長が必要と認めたとき	○災対本部設置 ○全職員が総力を挙げて応急活動に対処する体制	全職員  《石狩消防署》 全石狩消防署職員	
第3 配備	○広域にわたる災害の発生又は被害が甚大であると予想される場合で、自衛隊に対する災害派遣要請を必要とするとき ○その他市長が必要と認めたとき	○災対本部設置 ○全職員が総力を挙げて応急活動に対処する体制 ○避難所担当職員は各収容避難所に直接参集	全職員  《石狩消防署》 全石狩消防署職員	